

○浦安市障がい者等移動支援事業の実施に関する規則

平成19年 3月13日

規則第3号

改正 平成20年 3月31日規則第28号

(題名改称)

平成22年 3月31日規則第23号

平成22年 6月28日規則第42号

平成22年 6月28日規則第43号

平成24年 3月30日規則第24号

平成25年 3月29日規則第35号

平成25年 3月29日規則第39号

平成26年 5月28日規則第34号

平成28年 3月31日規則第17号

平成28年 3月31日規則第29号

平成30年 3月30日規則第29号

(目的)

**第1条** この規則は、障がい者及び障がい児が円滑に外出し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者及び障がい児の移動を支援することにより、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図ることを目的とする。

(平20規則28・一部改正)

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障がい者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。

(2) 障がい児 法第4条第2項に規定する障害児をいう。

(3) 保護者 法第4条第3項に規定する保護者をいう。

(4) 移動支援 法第5条第26項に規定する移動支援事業に係る移動支援のうち、障がい者又は障がい児の移動（社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（営業活動等の経済活動に係る外出及び通年かつ長期にわたる外出を除く。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。）の際の移動をいう。）を個別的に支援するサービスをいう。

(平20規則28・平22規則23・平25規則35・平25規則39・平26規則34・平30規則29・一部改正)

(対象者)

**第3条** 移動支援を利用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている障がい者又は障がい児

(2) 法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であつて、同項に規定する特定施設への入所前に本市に居住していたもの

(3) その他市長が必要と認める者

(平20規則28・平24規則24・一部改正)

(利用時間)

**第4条** 移動支援を利用できる時間は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時間数を基準として、市長が当該障がい者又は障がい児の事情を勘案して定める時間を限度とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる視覚障がいのある障がい者又は障がい児 1年度当たり600時間

(2) 身体障害者福祉法別表に掲げる視覚障がい以外の障がいがある障がい者又は障がい児 1年度当たり480時間

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中に第6条の規定による決定を受けた者が移動支援を利用できる時間は、前項各号に定める時間数を12で除した数に当該決定に係る利用月数を乗じて得た数を基準として、市長が当該障がい者又は障がい児の事情を勘案して定める時間を限度とする。

(平20規則28・平22規則23・一部改正)

(申請)

**第5条** 移動支援を利用しようとする障がい者又は障がい児の保護者は、各年度ごとに、浦安市障がい者等移動支援利用申請書(別記第1号様式)により市長に申請しなければならない。

(平20規則28・平22規則23・一部改正)

(決定等)

**第6条** 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その結果を浦安市障がい者等移動支援利用決定・却下通知書(別記第2号様式)により、申請者に通知するものとする。この場合において、利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)に対しては、浦安市障がい者等移動支援利用者証(別記第3号様式。以下「利用者証」という。)を併せて交付するものとする。

(平20規則28・一部改正)

(移動支援の利用)

**第7条** 利用者は、第16条の規定により指定の決定を受けた事業者(以下「指定事業者」という。)に直接依頼をし、利用者証を提示することにより、移動支援を利用することができる。

(平22規則23・一部改正)

(利用助成金の支給)

**第8条** 市長は、前条の規定により移動支援を利用した者に対し、利用助成金として別表に掲げる額又は実際に要した費用の額のうちいずれか少ない方の額を支給する。

(平22規則23・追加)

(代理受領)

**第9条** 利用者は、前条に規定する利用助成金の支給については、指定事業者に代理受領させることができる。

(平22規則23・追加)

(変更の届出)

**第10条** 利用者は、第5条の規定により申請した事項に変更を生じたときは、浦安市障がい者等移動支援利用申請事項変更届(別記第4号様式)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(平20規則28・一部改正、平22規則23・旧第8条繰下)

(辞退の届出)

**第11条** 利用者が転出、死亡その他の事由により移動支援を必要としなくなったときは、浦安市障がい者等移動支援利用辞退届(別記第5号様式)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(平20規則28・一部改正、平22規則23・旧第9条繰下)

(利用決定の取消し及び利用助成金の返還)

**第12条** 市長は、偽りその他不正の手段により利用の決定を受け、又は利用助成金の支給を受けた者がいるときは、当該利用の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により利用の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に利用助成金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(平22規則23・旧第10条繰下・一部改正)

(移動支援の利用の制限)

**第13条** 利用者が、法第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）のうち同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護又は同条第5項に規定する行動援護について法第19条第1項の支給決定を受けている場合にあっては、当該障害福祉サービスの利用が優先されるものとする。

2 利用者が、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている場合にあっては、当該サービスの利用が優先されるものとする。

(平22規則23・旧第11条繰下・一部改正、平25規則35・平28規則29・一部改正)

(指定対象事業者)

**第14条** 移動支援の提供を行う事業者としての指定（以下「事業者指定」という。）を受けることができる事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者
- (2) 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者

(平22規則23・追加、平25規則35・一部改正)

(指定申請)

**第15条** 事業者指定を受けようとする事業者は、浦安市障がい者等移動支援事業者指定申請書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業者の定款等及び法人の登記事項証明書
- (2) 事業所の管理者の履歴書
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 事業所の職員名簿
- (6) その他市長が必要と認める書類

(平22規則23・追加)

(指定決定等)

**第16条** 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、事業者指定の可否を決定し、その結果を浦安市障がい者等移動支援事業者指定決定・却下通知書（別記第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

(平22規則23・追加)

(指定変更の届出)

**第17条** 指定事業者は、第15条の規定により申請した事項に変更を生じたときは、浦安市障がい者等移動支援事業者指定申請事項変更届（別記第8号様式）により、当該変更の内容を証する書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

(平22規則23・追加)

(指定辞退の届出)

**第18条** 指定事業者は、当該事業者指定を辞退するときは、浦安市障がい者等移動支援事業者指定辞退届（別記第9号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(平22規則23・追加)

(指定決定の取消し)

**第19条** 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者指定の決定を取り消すことができる。

- (1) 第14条各号のいずれにも該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により事業者指定の決定を受けたとき。
- (3) 移動支援に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(平22規則23・追加)

(補則)

**第20条** この規則に定めるもののほか、移動支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平22規則23・旧第12条線下)

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成20年3月31日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成22年3月31日規則第23号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則** (平成22年6月28日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成22年6月28日規則第43号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の浦安市障がい者等移動支援事業の実施に関する規則の規定は、施行日以後に開始した移動支援の利用について適用し、施行日前に開始した移動支援の利用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成24年3月30日規則第24号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号の改正規定は、同年7月9日から施行する。

**附 則** (平成25年3月29日規則第35号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (平成25年3月29日規則第39号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (平成26年5月28日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成28年3月31日規則第17号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年3月31日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成30年3月30日規則第29号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第8条）

（平22規則23・追加、平22規則42・平22規則43・平24規則24・平25規則39・一部改正）

区分	基準額	支給額	
		市民税課税世帯者	市民税非課税世帯者
身体介護を伴う場合	1時間まで4,000円（以後30分増すごとに1,700円を加算した額）。ただし、30分を超えない利用にあつては、2,400円とする。	基準額の100分の90に相当する額	基準額に相当する額
身体介護を伴わない場合	1時間まで2,400円（以後30分増すごとに1,200円を加算した額）		

注

- 1 この表において「市民税課税世帯者」とは、次の各号のいずれかに該当する利用者をいう。
  - （1） 障がい者であつて、当該利用者のみで世帯が構成されたと仮定した場合に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1号又は第2号に掲げる者に該当すること。
  - （2） 障がい児であつて、その保護者が令第17条第1号から第3号まで又は児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第1号若しくは第2号に掲げる者に該当すること。
- 2 この表において「市民税非課税世帯者」とは、次の各号のいずれかに該当する利用者をいう。
  - （1） 障がい者であつて、当該利用者のみで世帯が構成されたと仮定した場合に、令第17条第4号に掲げる者に該当すること。
  - （2） 障がい児であつて、その保護者が令第17条第4号又は児童福祉法施行令第24条第3号に掲げる者に該当すること。